

公募のお知らせ

委託件名

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務

令和4年4月
京都市文化市民局

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

令和4年4月25日

京都市長 門川 大作

1 委託件名

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務委託」という。）

2 履行場所（対象）

京都市右京区西京極新明町29他

3 業務内容

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託仕様書「以下「仕様書」という。」のとおり

4 履行期間

契約の日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

5 委託金額の上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 成果物納品場所

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

7 応募資格

(1) 参加申請書等を提出する日においてア～ウの要件をすべて満たす者であること。

ア 国又は地方公共団体が発注する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づき、実施方針が公表された都市公園法上の公園の整備等又はスポーツ施設の整備等に関する事業（以下「PFI法等に基づく特定事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI法等に基づく特定事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を元請として受注し履行済みであること。

イ 統括責任者として、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を全て満たす者を配置し得ること。

（ア） 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (イ) 統括責任者は、国又は地方公共団体が発注する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 5 条の規定に基づき、実施方針が公表された **P F I 法等に基づく特定事業**に係る民間活力の導入可能性調査業務又は **P F I 法等に基づく特定事業**における民間事業者の選定等に係るアドバイザリー業務を履行した実績を有すること。
- (ウ) 本業務委託の参加申請日において、手持ち業務件数が 4 件以下であり、本業務委託を受託した場合における委託期間中に、手持ち業務件数が本調査業務を含めて、5 件を超えてはならないこと。
- ウ 技術者として、次の (ア)、(イ) 及び (ウ) の要件を全て満たす者を配置し得ること。
- なお、統括責任者及び技術者の他、本業務委託に従事する担当者を必要に応じて配置すること。
- (ア) 自社において、引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) **P F I 法等に基づく特定事業**に係る民間活力の導入可能性調査業務又は **P F I 法等に基づく特定事業**における民間事業者の選定等に係るアドバイザリー業務を履行した実績を有すること。
- (ウ) 本業務委託の参加申請日において、手持ち業務件数が 4 件以下であり、本業務委託を受託した場合における委託期間中に、手持ち業務件数が本調査業務を含めて、5 件を超えてはならないこと。
- (2) 参加申請書等を提出する日において次のア～キの要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当する者
- イ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団員等並びに同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者
- ※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会場合があります。
- ウ 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者
- (ア) 所得税又は法人税
- (イ) 消費税
- (ウ) 本市の市税
- (エ) 本市の水道料金及び下水道使用料
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- オ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条もしくは第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

カ 令和4年度指名競争入札有資格者名簿に登録していない者

キ 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けている者

8 プロポーザルに関する説明書の交付方法

京都市情報館の「西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルの実施について」からダウンロードすること。また、各様式についても、ダウンロードしたものを、A4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

◎ホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000297102.html>

9 参考図書の閲覧期間

本業務委託への参加希望者は、関係する下記2点の参考図書を閲覧することができる。

- ・京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画（平成30年度）
※西京極総合運動公園にかかる部分のみ抜粋したもの
- ・京都アクアリーナ長寿命化計画（令和3年度）

(1) 閲覧期間

お知らせの日から令和4年5月10日（火）まで

ただし、土日・祝日を除き、各日午前8時45分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧申請

閲覧を希望する場合は、事前に11(3)に記載の担当者へ連絡のうえ申込みを行うこと。

(3) 閲覧場所

11(3)のとおり

10 質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

本業務委託への参加希望者は、本件プロポーザルに対する質問がある場合は、次の各号のとおり質問書を受け付ける。

(1) 質問の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

お知らせの日から令和4年5月11日（水）まで

ただし、土日・祝日を除き、各日午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く）

イ 提出方法

用紙サイズA4の書面（様式自由）に企業名、担当者名、連絡先、質問事項等を記載し、FAX、E-mail、郵送又は持参により提出すること。

また、郵送により提出する場合は期限内に必着とし、FAX、E-mail 又は郵送により提出する場合は、電話にて必ず到達確認を行うこと。

なお、電話による質問及び受付期間外の質問には回答はしない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、**令和4年5月18日（水）まで**に、京都市情報館の「入札・公募型プロポーザル情報（文化市民局）」に掲載する。

◎ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

11 参加申請書等の受付期間・提出方法

本件プロポーザルへの参加希望者は、次の各号に基づき参加申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者調書（第3号様式①・②）

エ 資格を証明する資格者証等の写し

「ウ 配置技術者調書（第3号様式①・②）」に記載する者について、規定する資格を有する者がいる場合は提出すること。

オ 統括責任者及び技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類

常勤の自社社員であり、参加申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（会社名が表示されている健康保険証等）の写しを提出すること。

カ 業務実績を確認する書類

「イ 業務実績調書（第2号様式）」の業務実績を証明するため、契約書の写し等を提出すること。

また、「ウ 配置技術者調書（第3号様式①・②）」に記載する者について、業務実績を証明するため、契約書の写し等とともに業務配置調書や業務計画書等担当者等従事したことがわかる資料を提出すること。

キ 業務従事者配置調書（第4号様式）

統括責任者及び技術者以外に本業務委託に従事する者がいる場合に記載する

こと。

ク 技術提案書（様式自由）

次の(7) a, (7) b, (i) 及び(ii) について、それぞれA4サイズ2枚以内で作成すること。その際、「12(3)ウ」に記載する評価項目 a, b 及び c に留意すること。

(7) 実施方針等

a 業務実施方針，進め方等

本業務の実施方針，進め方，業務遂行上の留意点及びそれに対する対応方法等を記載すること。

b 業務の実施体制及び実施フロー

提案内容が技術協力等を受けることを想定している場合は，業務の実施体制図にその旨と相手方を明記すること。

また，実施フローは業務の全体像がイメージできるように記載すること。

(i) 提案項目①

西京極総合運動公園に民間活力を導入するにあたって想定される課題及びそれに対する対応方法等

(ii) 提案項目②

立地エリアの特性等を踏まえた西京極総合運動公園の収益性を向上させるための考え方や意見

ケ 見積書（第5号様式①），経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本調査業務の見積書を作成のうえ提出すること

コ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則 第1号様式）

サ 見積書（様式第5号②），経費内訳書（様式自由）

本プロポーザルとは直接関係を有するものではないが，参考として，民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務の見積書を作成のうえ提出すること。

仕様については，以下のとおりとする。

○民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務（仕様書）

- 1 実施方針（案）及び要求水準書（案）の作成並びに公表に関する支援
 - (1) 実施方針（案）の作成
 - (2) 要求水準書（案）の作成
 - (3) 提出された民間事業者からの質問・意見の整理と回答（案）の作成
- 2 募集要項（案）等の作成及び公表に関する支援
 - (1) 民間事業者の参加資格要件及び事業者選定スケジュール等の検討
 - (2) 民間事業者の選定基準（案）及び様式集（案）の作成
 - (3) 募集要項（案）の作成
 - (4) 契約書（案）等の作成
 - (5) 提出された民間事業者からの質問・意見の整理と回答（案）の作成
 - (6) その他必要な資料の作成（具体的項目を挙げること）

- | |
|-----------------|
| 3 運営権対価の精査に係る支援 |
| 4 事業者選考に関する支援 |
| 5 契約交渉支援 |

(2) 提出期限

お知らせの日から令和4年5月25日（水）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前8時45分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 提出場所

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託
受託候補者選定委員会事務局（担当 三宅，中川）

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎地下1階）

電 話 075-222-3135

FAX 075-213-3367

E-mail sports@city.kyoto.lg.jp

(4) 提出方法

持参もしくは郵送するものとする。これ以外の方法（FAX，E-mail等）による提出は受理しない。

また、郵送による場合は、期間内に必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 提出部数

10部（うち9部については、写し等で問題ない。）

また、「ク 技術提案書（様式自由）」については、電子データ（CDもしくはDVD）を1部提出すること。

12 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書及びヒアリングの審査によって行う。

(2) ヒアリング日程

令和4年5月下旬～6月上旬を予定している。

また、日時・場所等については、別途通知する。

(3) 評価項目

※ 詳細は西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託受託候補者評価要領を確認すること。

ア 業務実績等

- (7) 自社における業務実績
- (4) 統括責任者の業務実績
- (5) 統括責任者の経験年数
- (2) 統括責任者の保有資格
- (4) 技術者の業務実績
- (5) 技術者の経験年数
- (3) 技術者の保有資格
- イ 業務実施体制
- ウ 技術提案書
 - (7) 実施方針等
 - a 実施方針，進め方等の的確性・実現性
 - b 実施体制及び実施フローの的確性・実現性
 - c 事業への理解・知識
 - (4) 提案項目①
 - 「西京極総合運動公園に民間活力を導入するにあたって想定される課題及びそれに対する対応方法等」
 - a 的確性
 - b 実現性
 - c 独創性
 - (5) 提案項目②
 - 「立地エリアの特性等を踏まえた西京極総合運動公園の収益性を向上させるための考え方や意見」
 - a 的確性
 - b 実現性
 - c 独創性
- エ 本業務委託の見積価格

(4) 評価点

西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託受託候補者評価要領に基づき点数化を行い，各委員の評価点の平均点を小数点第二位において四捨五入したものを最終評価点とし，最終評価点が50点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から，最も評価が高い者を受託候補者として選定する。（本プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが，その場合でも最終評価点が50点以上となることを条件とする。）

13 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知方法

ヒアリング実施日から休日を除く 7 日以内に、書面により通知する。また、結果については、ホームページで公開する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1)の通知を受領した日から休日を除く 7 日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く 7 日以内に書面により行う。

14 参加申請者に係る失格基準等

本件の参加申請者が、参加申請書等を提出した日から選定結果を通知する日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者を失格とする。

- (1) 7 の応募資格のうち、いずれかを喪失した場合
- (2) 要綱第 29 条第 1 項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けた場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽があると認められる場合
- (4) 見積金額、委託金額の上限額を超えた場合
- (5) 12 に記載するヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合
- (6) 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合
- (7) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

15 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (2) 仕様書に従い、本市行財政局管財契約部契約課が作成する業務委託契約書により、受託候補者に選定された者と業務委託契約を締結する。

なお、仕様書は、契約段階において本市と受託候補者と協議のうえ若干の修正を行う場合がある。

(文化市民局市民スポーツ振興室)